

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十二年三月二十三日

広島県監査委員

富永

健

三

同

下

原

康

充

同

高

橋

義

則

同

加

賀

美

和

正

監査の結果（平成 22 年 3 月 5 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業などが適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 20 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 3 機関、財政的援助団体等が 13 団体です。

県の機関

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	総合技術研究所 西部工業技術センター	平成 22 年 1 月 18 日	平成 22 年 1 月 8 日	実地監査
2	三次青陵高等学校※	平成 22 年 3 月 5 日	平成 21 年 12 月 11 日	書面監査
3	庄原特別支援学校※	平成 22 年 3 月 5 日	平成 21 年 12 月 4 日	

注 対象機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関です。
(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

財政的援助団体等

	団体名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
4	財団法人ひろしま産業振興機構	平成 22 年 1 月 13 日	平成 21 年 12 月 15 日 ～16 日	実地監査
5	財団法人広島県下水道公社	平成 22 年 1 月 22 日	平成 22 年 1 月 18 日	
6	財団法人広島県農林振興センター	平成 22 年 1 月 27 日	平成 22 年 1 月 19 日 ～20 日	
7	財団法人ひろしま子ども夢財団	平成 22 年 1 月 28 日	平成 22 年 1 月 22 日	
8	社会福祉法人広島県福祉事業団	平成 22 年 1 月 21 日	平成 22 年 1 月 13 日 ～14 日	

9	株式会社広島テクノプラザ	平成 22 年 1 月 26 日	平成 22 年 1 月 26 日	実地監査
10	学校法人尾道学園	平成 22 年 3 月 5 日	平成 21 年 12 月 15 日	書面監査
11	福山商工会議所	平成 21 年 12 月 21 日	平成 21 年 12 月 9 日 ～10 日	実地監査
12	ビルックス株式会社	平成 21 年 11 月 18 日	平成 21 年 11 月 18 日	
13	堀田・誠和共同企業体	平成 21 年 11 月 20 日	平成 21 年 11 月 20 日	
14	広島県ビルメンテナンス協同組合	平成 22 年 3 月 5 日	平成 21 年 12 月 1 日 ～2 日	書面監査
15	ポラーノグループびんご	平成 22 年 1 月 20 日	平成 22 年 1 月 13 日	実地監査
16	ミズノグループ	平成 22 年 1 月 19 日	平成 22 年 1 月 14 日	

5 委員の除斥

財団法人ひろしま産業振興機構及び株式会社広島テクノプラザの監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、高橋委員を監査執行に当たり除斥しました。

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 総合技術研究所西部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県内企業の振興と技術の高度化を支援するため、研究開発、技術相談・指導、依頼試験ならびに技術者研修、技術情報の提供等
他の機関から委託を受けた調査研究
- ・ 所在地 本所：呉市阿賀南二丁目 10 番 1 号
支所：東広島市鏡山三丁目 13 番 26 号（生産技術アカデミー）
- ・ 組織体制 本所：3 部 1 チーム（技術支援部、材料技術研究部、加工技術研究部、炭素繊維プロジェクトチーム）
支所：2 部（製品設計研究部、生産システム研究部）
- ・ 職員数 本所：36 人、支所：23 人
(平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

委託契約において、委託契約書に定める委託業務報告書などの提出を受けていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 空気調和設備保守点検業務委託契約 (平成 20 年度、平成 21 年度)
- ・ 生産技術アカデミー庁舎総合管理業務委託契約 (平成 20 年度、平成 21 年度)
- ・ 走査電子顕微鏡運用保守業務委託契約 (平成 20 年度、平成 21 年度)

2 三次青陵高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三次市大田幸町 656 番地
- ・教職員数 39 人 (16 人)
〔平成 21 年 5 月 1 日現在で本務者数。() 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計〕
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		総合学科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員		120 人	120 人	120 人	360 人
生徒数		107 人	92 人	81 人	280 人
充足率		89.2%	76.7%	67.5%	77.8%
進 学 就 職	大学・短大	17 人 (19.9%)			
	専修・各種	31 人 (34.4%)			
	就職	30 人 (33.3%)			
	その他	12 人 (13.3%)			
退学者		9 人 (0 人)			
休学者		1 人			

注 「学科・学年」の生徒数等は, 平成 21 年 5 月 1 日現在である。

「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 20 年度 (平成 21 年 3 月末現在) である。

「退学者」の () 内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において, 長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区分	長期未納 (滞納繰越分) 〔監査日現在確認分〕	参考 前回監査時 〔平成 20 年 6 月〕
高等学校使用料 (授業料)	5 人 303,300 円	8 人 565,350 円

3 庄原特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 本校: 庄原市三日市町 4 番地 44
三次・栗屋分級: 三次市栗屋町 4892 番地 1
- ・教職員数 48 人 (17 人)
〔平成 21 年 5 月 1 日現在で本務者数。() 内は非常勤講師数。〕

・生徒の状況

本校	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子 (人)		1		2			3		1	4	5	2	3	6	11	
女子 (人)		3		1	1		5	4	2		6	9	4	3	16	
合計 (人)		4		3	1		8	4	3	4	11	11	7	9	27	
分級	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子 (人)														2	2	
女子 (人)														1	1	
合計 (人)														3	3	
合計	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子 (人)		1		2			3		1	4	5	2	3	8	13	
女子 (人)		3		1	1		5	4	2		6	9	4	4	17	
合計 (人)		4		3	1		8	4	3	4	11	11	7	12	30	
進学就職	進学	—							3人 (100.0%)				0人 (0.0%)			
	就職	—							0人 (0.0%)				4人 (30.8%)			
	その他	—							0人 (0.0%)				9人 (69.2%)			

注 生徒数等は、平成21年5月1日現在である。

「進学就職」の状況は、平成20年度（平成21年3月末現在）である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 財団法人ひろしま産業振興機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 産学官の協同体制により県内産業の技術の高次化を促進するとともに、新事業の創出、中小企業等の経営・技術革新、経営基盤の強化、国際化対応等を総合的に支援することにより、企業の活性化を図り、もって地域産業の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・ 代表者 理事長 大田 哲哉
- ・ 設立 昭和58年11月24日
- ・ 役職員 役員 40人（うち常勤6人）
職員 131人（6人は役員兼務，非常勤職員を含む。）
（平成21年10月末現在）
- ・ 主な事業 創業・新事業創出等の促進，産学官の連携強化，経営革新の促進，資金等の支援，国際ビジネスの支援，産業振興施設等の運営

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度
経常収益 A	2,253,838
経常費用 B	2,349,702
当期経常増減額 C (A - B)	△95,864
経常外収益 D	0
経常外費用 E	15,688
当期経常外増減等 F (D - E)	△15,688
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	△111,552
当期指定正味財産増減額 H	△40,315
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	△151,867
資産合計 J (K + N)	15,392,282
負債合計 K	8,357,572
指定正味財産 L	5,677,304
(うち、基本財産充当額)	126,200
一般正味財産 M	1,357,406
正味財産合計 N (L + M)	7,034,710

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 126,200,000 円のうち 66,000,000 円 (52.3%) を出捐 (平成 22 年 1 月 13 日現在) (所管課 商工労働局総務管理部商工労働総務課)

(イ) 公の施設の指定管理者

a 施設名 広島県立産業技術交流センター

・指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 214,800 千円

(うち平成 20 年度管理費用 71,600,000 円)

・所管課 商工労働局産業振興部産業技術課

・利用状況 (平成 20 年度)

貸会場利用件数	駐車場利用台数	貸事務室入居団体数
1,325 件	46,781 台	6 団体

b 施設名 広島県産業科学技術研究所

・指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 445,341 千円

(うち平成 20 年度管理費用 145,951,067 円)

・所管課 商工労働局産業振興部産業技術課

・研究内容 (平成 20 年度)

科学技術振興基金によるプロジェクト研究, 探索研究, 応用研究支援事業
都市エリア産学官連携促進事業 (文部科学省受託事業)

c 施設名 広島県立広島産業会館

・指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため, 設定していない。

・所管課 商工労働局産業振興部産業技術課

・利用状況（平成 20 年度）

本館・東展示館・西展示館利用件数	駐車場利用台数
411 件	190,649 台

(ウ) 補助金・負担金

合計 補助金・負担金 357,054,501 円 総事業費 426,516,189 円

補助・負担金対象経費 422,152,826 円

- a 平成 20 年度広島県中小・ベンチャー総合支援センター事業費補助金
 (所管課 商工労働局産業振興部新産業課)
- ・補助額 78,192,237 円 (総事業費 81,297,281 円, 補助対象経費 78,192,237 円)
 - ・交付の目的 広島県中小企業・ベンチャーに対する事業化・市場化(創業, 新事業展開, 経営革新等)の支援
 - ・補助対象経費 プロジェクトマネージャー等支援人材強化事業, 事業可能性評価委員会運営事業, 人材育成・情報提供事業, 販路拡大支援事業等
- b 平成 20 年度広島県中小・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金
 (所管課 商工労働局産業振興部新産業課)
- ・補助額 46,676,000 円 (総事業費 46,676,000 円, 補助対象経費 46,676,000 円)
 - ・交付の目的 広島県中小・ベンチャー総合支援センターの管理運営に対する助成
 - ・補助対象経費 広島県中小・ベンチャー総合支援センターを管理運営するため, 県が派遣した職員等の人件費, 運営費等
- c 平成 20 年度下請企業振興事業補助金
 (所管課 商工労働局産業振興部新産業課)
- ・補助額 42,552,406 円 (総事業費 42,552,406 円, 補助対象経費 42,552,406 円)
 - ・交付の目的 下請中小企業に対する取引先開拓の支援
 - ・補助対象経費 取引先開拓支援のため実施する指導員等の設置に関する事業, 中小企業振興のための調査又は情報の収集若しくは提供事業などに要する経費
- d 平成 20 年度広島県中心市街地活性化推進事業補助金
 (所管課 商工労働局産業振興部経営支援課)
- ・補助額 1,015,848 円 (総事業費 18,337,756 円, 補助対象経費 17,080,662 円)
 - ・交付の目的 中心市街地における中小商業の活性化の推進
 - ・補助対象経費 商業関係者, 地域住民等の合意を形成するための事業や複数の商店街の活性化のための広域的な商店街活動事業などの実施に必要な委員, 講師又は調査研究員等の外部専門家に対する謝金, 旅費等
- e 平成 20 年度広島県設備資金貸付事業事務経費補助金
 (所管課 商工労働局産業振興部金融課)
- ・補助額 55,365,034 円 (総事業費 55,365,034 円, 補助対象経費 55,365,034 円)
 - ・交付の目的 小規模企業者等に対する設備導入の支援
 - ・補助対象経費 小規模事業者等設備導入資金助成事業に要する人件費及び書類作成費などの事務費

- f 平成 20 年度産学協同研究体制推進事業補助金
(所管課 商工労働局産業振興部産業技術課)
- ・補助額 64,137,000 円 (総事業費 68,062,796 円, 補助対象経費 68,062,796 円)
 - ・交付の目的 中核的産業支援機関である当財団の円滑な運営体制の確保に関する助成
 - ・補助対象経費 県派遣職員等の人件費等
- g 平成 20 年度広島県中小企業基盤整備機構中国支部人材支援部運営協力事業補助金
(所管課 商工労働局産業振興部経営支援課)
- ・補助額 9,088,580 円 (総事業費 9,088,580 円, 補助対象経費 9,088,580 円)
 - ・交付の目的 中小企業大学校広島校への運営協力
 - ・補助対象経費 当財団から派遣した職員等の人件費等
- h 平成 20 年度国際経済交流支援負担金
(所管課 商工労働局産業振興部企業立地課)
- ・補助額 30,279,285 円 (総事業費 75,387,000 円, 補助対象経費 75,387,000 円)
 - ・交付の目的 県内企業に対する国際ビジネスの支援
 - ・補助対象経費 海外事業所等の運営及び国際ビジネスマッチングの促進等, 当財団が実施する国際経済交流支援事業に要する経費
- i 平成 20 年度特許流通支援事業補助金
(所管課 商工労働局産業振興部産業技術課)
- ・補助額 5,822,000 円 (総事業費 5,823,225 円, 補助対象経費 5,822,000 円)
 - ・交付の目的 県内企業等の技術移転の促進
 - ・補助対象経費 賃金, 需用費, 役務費, 借上料
- j 平成 20 年度カーエレクトロニクス推進支援事業費補助金
(所管課 商工労働局産業振興部新産業課)
- ・補助額 23,926,111 円 (総事業費 23,926,111 円, 補助対象経費 23,926,111 円)
 - ・交付の目的 県内のカーエレクトロニクス関連産業の振興支援
 - ・補助対象経費 コーディネーター等の人件費, 企業・市場調査に必要な経費

(エ) 貸付金 (貸付金残高合計 7,110,031,500 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在))

- a 広島県新事業創出チャレンジ企業支援事業資金
(所管課 商工労働局産業振興部新産業課)
- ・貸付金残高 1,500,000,000 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
 - ・貸付の目的 元気な中小企業等へ成長段階に応じた支援を行うことで, 事業化実現や市場性の高い商品・サービスの創出を支援する。
 - ・貸付の対象 ひろしまチャレンジ基金の造成
- b 広島県中心市街地商業活性化推進資金
(所管課 商工労働局産業振興部経営支援課)
- ・貸付金残高 1,000,000,000 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

- ・貸付の目的 中心市街地における中小商業を活性化し中小企業構造の高度化を図る。
 - ・貸付の対象 中心市街地活性化基金の造成
- c 地域産業創造基盤整備事業資金
(所管課 商工労働局産業振興部産業技術課)
- ・貸付金残高 29,454,000 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
 - ・貸付の目的 インキュベーション施設を運営し、入居者の起業化等を促進する。
 - ・貸付の対象 広島起業化センターの建設資金
- d 創造的中小企業創出支援事業資金
(所管課 商工労働局産業振興部新産業課)
- ・貸付金残高 50,000,000 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
 - ・貸付の目的 ベンチャー企業の社債や株式による資金調達を支援する。
 - ・貸付の対象 ベンチャー企業への投資原資金
- e 広島県小規模企業等設備導入資金 (設備資金貸付事業)
(所管課 商工労働局産業振興部金融課)
- ・貸付金残高 3,606,671,000 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
 - ・貸付の目的 創業又は経営基盤の強化を図るため、小規模企業者を対象に必要な設備の導入のための資金の貸付けを行う。
 - ・貸付の対象 設備導入を図る小規模企業への貸付原資
- f 広島県小規模企業等設備導入資金 (設備貸与事業)
(所管課 商工労働局産業振興部金融課)
- ・貸付金残高 923,906,500 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
 - ・貸付の目的 創業又は経営基盤の強化を図るため、小規模企業者に代わって当財団が機械設備販売業者から必要な設備を購入し、その設備を当該企業者に長期かつ固定金利で割賦販売又はリースを行う。
 - ・貸付の対象 設備導入を図る小規模企業に割賦販売又はリースする設備の購入原資
- (オ) 損失補償
- a 平成 20 年度広島県設備資金貸付事業損失補償
(所管課 商工労働局産業振興部金融課)
- ・損失補償限度額 80,000,000 円
 - ・内容 設備資金貸付事業により損失が生じた場合の補償
- b 平成 20 年度広島県設備貸与事業損失補償
(所管課 商工労働局産業振興部金融課)
- ・損失補償限度額 225,000,000 円
 - ・内容 設備貸与事業により損失が生じた場合の補償

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収について

次のとおり、長期未収（過年度分）となっているものがあった。長期未収額が大幅に増加していることから、徴収の強化と発生の未然防止に努められたい。

- ・設備資金に係る貸付金 1人 1,557,216円
(中小企業・ベンチャー総合支援センター)
- ・設備貸与に係る貸与金 5人 52,829,611円
(中小企業・ベンチャー総合支援センター)
- ・国際賛助会費 1人 315円 (国際ビジネス支援センター)

イ 現金残高について

産業会館管理運営事業特別会計について、現金出納簿の年度末残高と決算書（貸借対照表・財産目録）の現金残高が相違していた。適正な事務処理に努められたい。

ウ 広島県産業科学技術研究所特別会計の収支計上について

県から行政財産の使用許可を受けて設置している自動販売機について、自動販売機に係る収入支出を仮払金により処理し、収支計算書へ計上していなかった。適正な経理処理に努められたい。

エ 役員報酬等の支出について

広島県産業科学技術研究所に勤務する役員の報酬等について、支出額の根拠が不明確であった。また、広島県産業科学技術研究所特別会計において、「報酬」に計上した額の一部に「報償費」に計上すべき経費が含まれていた。役員の報酬等については、改めて理事長が定めるなどして支出額の根拠等を明確にし、適正な事務処理に努められたい。

- ・根拠 財団法人ひろしま産業振興機構寄附行為第20条

オ 物品の管理について

指定管理業務に係る物品の管理について、次のとおり不適切な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。(広島県産業科学技術研究所)

(ア) 管理費用で購入した次の物品が、「広島県産業科学技術研究所の管理に関する基本協定書」(平成20年2月25日締結、以下「産科研基本協定書」という。)に基づく備品に該当するにもかかわらず、取得について県への報告がされていなかった。

- ・薬用冷蔵ショーケース 1台 184,800円 (平成20年度)
- ・耐震ステンレス薬品庫 1台 90,562円 (平成20年度)
- ・根拠 産科研基本協定書第12条第1項

(イ) 管理費用により購入した備品については、県有備品として一覧表を作成し、ラベルの貼付等の方法により、指定管理者所有の備品と区別する必要があるが、これらの事務処理がなされていないものがあった。

- ・一覧表が作成されていない (平成21年度)
- ・ラベルの貼付等がされていない (平成20年度及び21年度)
- ・根拠 産科研基本協定書第12条第5項

カ 委託契約の事務処理について

委託契約における事務処理について、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	内容
モデルベース開発人材養成研修（応用） 業務委託契約（平成 21 年度）	業務委託の執行伺いより前に予定価格調書が作成されていた。
フラーレンの活性酸素消去機能を活用した化粧品成分等の研究開発委託事業（平成 20 年度）	契約書で定められた実績報告書の提出を受けていないものがあった。

【意見】

ア 預金通帳と印鑑の保管について

預金通帳とその登録印が同じ場所に保管されていた。預金通帳とその登録印は、別々に鍵の掛かる場所で保管することでリスクの回避に努める必要がある。

（広島県立広島産業会館）

イ 使用料徴収事務に係る現金出納について

県から受託した研究所設備使用料に係る徴収事務について、現金出納簿の記載や現金出納に係る確認事務が適切に行われていなかった。現金収受に係る内部けん制が図られるよう事務を改善する必要がある。（広島県産業科学技術研究所）

ウ 大規模修繕工事の契約手続について

県から受託した広島産業会館の修繕工事について、原則、県の手続規定に従い一般競争入札により契約を行うべきところ、指名競争入札により行っているものがあった。

県の建設工事に係る手続規定によらないで契約を行う場合は、当該理由を明確にしておく必要がある。

- ・ 広島産業会館大規模修繕工事（平成 21 年度）

5 財団法人広島県下水道公社

（1）監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 流域下水道の処理施設の運転管理業務等の受託その他広島県又は市町が実施する下水道事業に協力し、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与する。
- ・ 所在地 広島市南区向洋沖町 1 番 1 号
- ・ 代表者 理事長 中村 博
- ・ 設立 昭和 56 年 8 月 1 日
- ・ 役職員 役員 15 人（うち常勤 2 人） 職員 34 人（うち県派遣職員 9 人）
（平成 21 年 11 月 30 日現在）
- ・ 主な事業 流域下水道の処理施設の運転管理業務の受託、下水道技術者の養成、下水道技術の調査・研究、下水道知識の普及・啓発

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分		平成 20 年度
経常収益	A	2,579,768
経常費用	B	2,583,192
当期経常増減額	C (A - B)	△3,424
経常外収益	D	—
経常外費用	E	46
当期経常外増減額	F (D - E)	△46
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	△3,470
当期指定正味財産増減額	H	0
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	△3,470
資産合計	J (K + N)	433,485
負債合計	K	328,145
指定正味財産 (うち基本財産充当額)	L	79,000
一般正味財産	M	26,340
正味財産合計	N (L + M)	105,340

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 79,000,000 円のうち、39,500,000 円 (50%) を出捐 (平成 21 年 1 月 18 日現在)
(所管課 都市局都市整備課)

(2) 監査の結果

【意見】

ア 郵便切手類出納簿の確認について

三原支所及び福山支所において、郵便切手類出納簿の確認印の押印漏れが見受けられた。
郵便切手の払出及び受領の都度、確認者は確認を行う必要がある。

イ テレホンカードの管理について

テレホンカード 10 枚が金庫に保管されていたが、出納簿等が整備されていなかった。
金券等の管理については、出納簿等により管理を行う必要がある。

6 財団法人広島県農林振興センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県内において、農林業の振興や担い手の育成確保及び森林資源の整備等を総合的に実施することにより、農林業の健全な発展と快適で魅力的な農山村地域の形成を図る。
- ・ 所在地 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号
- ・ 代表者 理事長 香川 哲三
- ・ 設立 昭和 40 年 4 月 19 日
- ・ 役職員 役員 12 人 (常勤 2 人) 職員 60 人 (非常勤職員を含む。
(平成 21 年 12 月 1 日現在))
- ・ 主な事業 森林整備事業、畜産環境総合整備事業、農地保有合理化事業、農用地等開発事業、林業従事者育成確保事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度
経常収益 A	1,639,061
経常費用 B	1,695,762
当期経常増減額 C (A - B)	△ 56,701
経常外収益 D	884
経常外費用 E	13,822
当期経常外増減額 F (D - E)	△ 12,938
法人税、住民税及び事業税 G	221
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	△ 69,860
当期指定正味財産増減額 I	△ 13,550
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	△ 83,410
資産合計 K (L + M)	48,412,979
負債合計 L	46,225,711
指定正味財産 M	778,987
(うち基本財産充当額)	5,000
一般正味財産 N	1,408,281
正味財産合計 O (M + N)	2,187,268

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 5,000,000 円の全額を出捐 (平成 22 年 1 月 27 日現在)

(所管課 農林水産局総務管理部農林水産総務課)

(イ) 補助金

a 平成 20 年度農地保有合理化促進対策費補助金

(所管課 農林水産局農水産振興部農業経営課)

- ・補助額 14,047,000 円
- ・交付の目的 農用地等の賃貸の管理業務及び市町等への合理化法人設立支援等
- ・補助対象経費 農地保有合理化事業等に要する経費

b 平成 20 年度広島県農林水産業関係単独事業補助金 (新規就農対策事業費補助金)

(所管課 農林水産局農水産振興部農業経営課)

- ・補助額 2,545,000 円
- ・交付の目的 就農支援資金貸付金の管理
- ・補助対象経費 貸付金の管理事務に要する経費

c 平成 20 年度森林整備担い手育成確保総合対策事業補助金

(所管課 農林水産局農林整備部林業課)

- ・補助額 1,975,000 円
- ・交付の目的 林業の担い手育成確保
- ・補助対象経費 地域林業の中核的担い手の養成に要する経費

d 平成 20 年度森林整備活性化資金制度利子補給補助金

(所管課 農林水産局農林整備部林業課)

- ・補助額 34,084,944 円
- ・交付の目的 造林事業に係る経費負担の軽減
- ・補助対象経費 森林整備活性化資金借入者への利子補給

e 平成 20 年度間伐等森林整備促進対策事業補助金

(所管課 農林水産局農林整備部林業課)

- ・補助額 12,487,000 円
- ・交付の目的 効率的で安定的な林業経営の仕組みづくり
- ・補助対象経費 高性能林業機械等の整備に要する経費

f 平成 20 年度低コスト林業団地推進事業補助金

(所管課 農林水産局農林整備部林業課)

- ・補助額 4,583,000 円
- ・交付の目的 効率的で安定的な林業経営の仕組みづくり
- ・補助対象経費 高性能林業機械の導入

g 平成 20 年度公的森林整備推進事業補助金

(所管局 旧芸北地域事務所農林局ほか)

- ・補助額 4,629,250 円
- ・交付の目的 水源林の整備による水源かん養機能の保全
- ・補助対象経費 水源の森整備事業に要する経費

h 平成 20 年度森林居住環境整備事業補助金

(所管局 旧東広島地域事務所農林局)

- ・補助額 575,080 円
- ・交付の目的 水源林の整備による水源かん養機能の保全
- ・補助対象経費 水源の森整備事業に要する経費

i 平成 20 年度農業流域育成林整備事業補助金

(所管局 旧芸北地域事務所農林局)

- ・補助額 294,080 円
- ・交付の目的 水源林の整備による水源かん養機能の保全
- ・補助対象経費 水源の森整備事業に要する経費

j 平成 20 年度公的森林整備推進事業補助金

(所管局 旧広島地域事務所農林局ほか)

- ・補助額 138,063,200 円
- ・交付の目的 造林事業による林業の振興と県土の保全
- ・補助対象経費 森林の保育, 保護, 保全等の育林事業に要する経費

k 平成 20 年度作業路開設事業補助金

(所管局 旧芸北地域事務所農林局ほか)

- ・補助額 15,832,950 円

- ・ 交付の目的 造林事業による林業の振興と県土の保全
- ・ 補助対象経費 施業地内の集材路，作業道の開設に要する経費

(ウ) 貸付金

a 広島県就農支援資金貸付金

(所管課 農林水産局農水産振興部農業経営課)

- ・ 貸付金残高 227,322,000 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
- ・ 貸付の目的 就農促進のための制度貸付金の造成
- ・ 貸付の対象 就農支援資金 (研修資金，準備資金) の原資

b 新規就農者育成資金貸付金

(所管課 農林水産局農水産振興部農業経営課)

- ・ 貸付金残高 17,316,338 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
- ・ 貸付の目的 就農促進のための制度貸付金の造成
- ・ 貸付の対象 就農支援資金 (施設，機械整備費) の原資

c 事業資金及び管理費貸付金

(所管課 農林水産局農林整備部森林保全課)

- ・ 貸付金残高 20,764,672,000 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
- ・ 貸付の目的 造林事業の推進と林産資源の活用，水源かん養と国土の保全
- ・ 貸付の対象 造林，保育及び伐採等の事業資金，償還元金・利息等

(エ) 損失補償

株式会社日本政策金融公庫の融資に対する損失補償

(所管課 農林水産局農林整備部森林保全課)

- ・ 損失補償契約限度額 13,877,732,538 円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
- ・ 内容 当法人に造林資金，分収林機能高度化資金，林業経営安定資金を融資することにより損失を生じた場合の補償

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収について

貸付金返還金など長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

- ・ 就農支援資金貸付事業 1 人 1,065,500 円
- ・ 新規就農者育成事業 1 人 1,145,566 円
- ・ 合理化事業 1 人 141,241 円

イ 寄附受納について

農業青年育成事業の趣旨に賛同する個人等から寄附を受けていたが，次の寄附受納において，寄附申込書の提出を受けないまま現金を受納していた。寄附受納に関する事務処理規程を定めるなどして，適正な事務処理に努められたい。

- ・ 平成 20 年度 1 件 100,000 円

ウ 一般会計から森林整備事業特別会計への繰出しについて

平成 20 年度の一般会計から森林整備事業特別会計への繰出金について、理事会の承認を得ていたものの、特定資産の取崩し及び一般会計からの繰出し（特別会計への繰入れ）に係る事務処理において、決裁を受けずに経理処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

- ・根拠 財団法人広島県農林振興センター財務規程第 31 条

エ 財務諸表の作成における事務処理について

財務諸表の作成において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 就農支援資金貸付事業特別会計及び森林整備事業特別会計の貸借対照表において、長期借入金のうち一年以内返済長期借入金を流動負債に計上していなかった。

(イ) 平成 20 年度の正味財産増減計算書及び収支計算書において、利息計算の誤りにより、水源の森事業特別会計の特定資産運用益（特定資産運用収入）及び森林整備事業特別会計の基本財産運用益（基本財産運用収入）の計上額が誤っていた。

オ 旅行命令簿の事務処理について

旅行命令簿に決裁印が押印されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

（八本松事業所）

カ 委託契約における支出について

委託契約において、契約金額と支出額が異なっているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・管理費業務委託契約（平成 20 年度，平成 21 年度）

キ 工事請負契約における中間検査について

工事請負契約において、請負金額 1 千万円以上 1 億円未満の工事の執行に当たっては、中間検査を 1 回行うこととされているが、実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・下田万里地区道水路工事（平成 20 年度）
- ・原垣内地区道水路工事（20-1 号）（平成 20 年度）
- ・尾三地区畜産環境総合整備統合補助事業中反田団地内部機械設置工事（平成 20 年度）

【意見】

減価償却引当資産及び貸倒引当資産の計上について

貸借対照表の減価償却引当資産及び貸倒引当資産については、前年度と同額を計上しているが、計上額の算出根拠が明らかでなかった。資産勘定に引当資産を計上する場合には、算出根拠を明確にしておく必要がある。

7 財団法人ひろしまこども夢財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 次代の担い手となる子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりと、出産・育児等に当たる子育て家庭への支援事業を行い、もって県民福祉の向上と、活力と魅力ある社会の維持・発展に寄与すること。
- ・ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ・ 代表者 理事長 佐々木 昌弘
- ・ 設立 平成 8 年 2 月 23 日
- ・ 役職員 役員 13 人 職員 4 人（県職員の兼務職員を含む。）
(平成 21 年 11 月末日現在)
- ・ 主な事業 子育て支援情報提供事業，人材育成・活用事業，子育て応援協働事業，特別事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度
経常収益 A	30,314
経常費用 B	29,201
当期経常増減額 C (A - B)	1,113
当期一般正味財産増減額 D	1,113
当期指定正味財産増減額 E	1,205
当期正味財産増減額合計 F (D + E)	2,318
資産合計 G (H + K)	66,491
負債合計 H	2,648
指定正味財産 I	56,396
(うち基本財産充当額)	50,000
一般正味財産 J	7,447
正味財産合計 K (I + J)	63,843

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産 50,000,000 円の全額を出捐（平成 22 年 1 月 22 日現在）
(所管課 健康福祉局総務管理部こども家庭課)

(イ) 補助金

平成 20 年度児童環境づくり推進機構事業補助金

(所管課 健康福祉局総務管理部こども家庭課)

- ・ 補助額 12,104,865 円（ふるさと納税分 340,000 円を含む。）
- ・ 交付の目的 財団法人ひろしまこども夢財団の運営を補助
- ・ 補助対象経費 財団法人ひろしまこども夢財団の運営に要する経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財務諸表の作成における事務処理について

財務諸表の作成において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 満期保有目的の債権について、償却原価法による会計処理が行われていなかった。

(イ) 当該年度に係る法人県民税が未払計上されていなかった。

(ウ) 賞与引当金が計上されていなかった。また、賞与引当金の計上基準が法人税法改正前のものを適用しているため、基準の見直しが必要である。

イ 月次試算表について

法人の規程によれば、出納役は毎月末に作成する試算表を理事長に提出することになっているが、提出されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・根拠 財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程第 17 条

8 社会福祉法人広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県が設置する社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行うことにより、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。
- ・所在地 東広島市西条町田口 295-3 番地
- ・代表者 理事長 河野 二六夫
- ・設立 昭和 39 年 4 月 30 日
- ・役職員 役員 9 人 職員 445 人 (平成 21 年 12 月 1 日現在。非常勤を含む。)
- ・主な事業 広島県立障害者リハビリテーションセンターなどの経営 (指定管理者)

イ 経営の状況

区分	平成 20 年度
総収入	6,940,218,995 円
当期支出合計	5,454,144,277 円
次期繰越収支差額	1,486,074,718 円
資産合計	3,445,605,189 円
負債合計	1,444,092,379 円
正味財産	2,001,512,810 円
(うち基本財産)	10,000,000 円
(うち当期正味財産増減額)	497,180,422 円

注 総収入には、前期繰越収支差額を含む。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産

10,000,000 円の全額を出資 (平成 22 年 1 月 21 日現在)

所管課：健康福祉局社会福祉部障害者支援課

(イ) 補助金

平成 20 年度広島県障害者自立支援特別対策事業補助金 2,364,510 円

交付の目的：障害者自立支援法の円滑な実施を図る

補助対象経費：会計処理システムの改良に要する経費など

所管課：健康福祉局社会福祉部障害者支援課

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 指定管理施設

施設名	定員等 (平成 20 年度)	平成 20 年度 管理費用
広島県立障害者リハビリテーションセンター (東広島市西条町)		270,503,262 円
医療センター (病院)	入院 135 床 (休床 15 床)	
若草園 (肢体不自由児施設)	入所 62 人 通所 40 人	
若草療育園 (重症心身障害児施設)	入所 53 人	
あけぼの (障害者支援施設)	日中 80 人 入所 70 人	
スポーツ交流センター (身体障害者福祉センター)	—	
広島県立福山若草園 (福山市津之郷町)		24,542,530 円
福山若草育成園 (肢体不自由児通園施設)	通所 20 人	
福山若草療育園 (重症心身障害児施設)	入所 44 人 通所 5 人	
広島県立障害者療育支援センター (東広島市八本松町)		59,528,140 円
松陽寮 (障害者支援施設)	日中 180 人 入所 154 人	
わかば療育園 (重症心身障害児施設)	入所 40 人 通所 5 人	

b 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

c 利用状況 (平成 20 年度)

(a) 広島県立障害者リハビリテーションセンター

【医療センター】

入院 (稼動 120 床)		外来	
1 日平均	延人数	1 日平均	延人数
107 人	39,333 人	179 人	45,658 人

【若草園】

入所 (定員 62 人)				通所 (定員 40 人)	
一般入所		母子入所		人数	延人数
人数	延人数	人数	延人数		
42 人	15,262 人	4 人	1,240 人	8 人	1,416 人

(「人数」の欄は月平均契約児・措置児数)

【若草療育園】

入所 (定員 53 人)
53 人 (人数は月平均契約児・措置児数)

【あけぼの】

入所 (定員 70 人)	日中 (定員 80 人)
65 人	75 人 (人数は月平均契約者数)

【スポーツ交流センター】

区分		1日平均	年間利用者数
スポーツ施設	プール	130人	34,796人
	アリーナ	91人	24,426人
	卓球室	11人	2,812人
	トレーニング室	61人	16,265人
文化施設	バリアフリーモデルルーム	21人	6,014人
	会議室	23人	6,659人
	調理実習室	11人	3,094人

(b) 広島県立福山若草園

【福山若草育成園】

通所 (定員 20人)		外来	
人数	延人数	1日平均	延人数
22人	1,375人	33人	5,470人

(「人数」の欄は月平均契約児・措置児数)

【福山若草療育園】

入所 (定員 44人)	(人数は月平均契約児・措置児数)
44人	

(c) 広島県立障害者療育支援センター

【松陽寮】

入所 (定員 154人)	日中 (定員 180人)	(人数は月平均契約者数)
154人	180人	

【わかば療育園】

入所 (定員 40人)	外来	
	1日平均	延人数
40人	68人	16,555人

(入所人数は月平均契約児・措置児数)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収 (過年度分) について

医業収入 (診療収入) 等において、長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)

- ・ 医業収入 (個人負担分) 3人 901,360円 (医療センター)
- ・ 自立支援費等収入 (利用者負担金収入) 1人 255,852円 (あけぼの)

イ 郵便切手類の管理について

金庫内に帳簿に記載されていない郵便はがきが保管されていた。適正な管理に努められたい。

ウ 財務諸表について

平成20年度決算書において、勘定科目「措置費収入」に計上すべき金額の一部を「自立支援費等収入」に計上しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

エ 契約事務について

契約事務において、次のとおり、誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 業務発注・契約締結の決裁手続（経費の支出伺い等）が行われていなかった。

契約	送迎バスの点検整備，修理等に係る契約（平成 20 年度 スポーツ交流センター）
根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団決裁規程第 3 条

(イ) 競争入札により契約すべきところを随意契約により契約していた。

契約	次の物品購入に係る契約（平成 20 年度 医療センター） マットプラットホーム L 6 台，血圧脈波検査装置，心電計
根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第 73 条第 1 項

(ウ) 予定価格の設定を行っていなかった。

契約	・診療材料の購入契約（平成 20 年度及び 21 年度 医療センター） ・歯科材料の購入契約（平成 20 年度及び 21 年度 医療センター）
根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第 70 条

(エ) 契約書の作成を省略できる場合において，請書を徴していなかった。

契約	次の物品購入に係る契約（平成 20 年度 医療センター） マットプラットホーム L 6 台，血圧脈波検査装置，心電計，アイシングシステム 3 台，神経電動検査装置，ホバーズテーブル，オステオトロンⅢ，携帯型精密輸液ポンプ 2 個，ストレッチャー 2 台
根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第 76 条第 2 項 社会福祉法人広島県福祉事業団物品管理事務の手引第 2 編第 1 章第 10 節

(オ) 管理業務の一部を再委託する際，県の承認を得ていなかった。

契約	・広島県立障害者リハビリテーションセンターWEBサイト構築業務委託契約（平成 20 年度） ・広島県立障害者リハビリテーションセンターWEBサイト保守管理業務委託契約（平成 20 年度） ・広島県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センターWEBサイト構築業務委託契約（平成 20 年度） ・食品検査業務委託契約（平成 20 年度） ・仮設トイレ定期清掃業務及び尿尿収集業務委託契約（平成 20 年度 スポーツ交流センター）
根拠	広島県立障害者リハビリテーションセンターの指定管理に係る包括協定書第 9 条

【意見】

ア 領収原符の管理について

領収原符について，出納簿への記入漏れにより，出納簿に記載された在庫冊数と実際の在庫冊数が異なっていた。受払があつた場合は，その都度，帳簿に記録し，適正に管理する必要がある。（スポーツ交流センター）

イ 委託契約における設計金額の算出について

委託契約の設計金額の算出において，計算を誤っているものがあつた。契約における予

定価格は、設計金額を基に設定されることから、設計金額は、適正に算出する必要がある。

- ・送迎バス運行管理業務委託契約（平成 20 年度 スポーツ交流センター）

9 株式会社広島テクノプラザ

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 頭脳立地構想に基づく県内産業の技術高度化を支援する中核的施設の設置及び運営
- ・所在地 東広島市鏡山三丁目 13 番 26 号
- ・代表者 代表取締役社長 三島 裕三
- ・設立 平成 2 年 4 月 26 日
- ・役職員 役員 16 人（うち常勤 4 人） 職員 15 人（役員兼務 1 人及び非常勤職員を含む。）（平成 21 年 11 月 30 日現在）

・施設内容

施設名	面積	内容
研究開発施設	3,259 m ²	貸研究室, 開放試験室等
人材育成施設	587 m ²	研修室, 会議室, 視聴覚室等
交流施設	142 m ²	交流サロン等
利便施設	633 m ²	宿泊室 (28 室), レストラン
その他共有施設	1,815 m ²	事務室, 共用施設等

・主要設備

区分	機器名等
電磁環境測定施設 (EMCセンター)	電波暗室, シールド室, イミュニティ室
材料分析機器	走査電子顕微鏡/X線分析装置, フーリエ変換赤外分光光度計, X線回析装置など
材料・機械試験機器	恒温恒湿槽, 振動試験機, オートグラフ, 万能試験機〔引張圧縮試験装置〕, 光学顕微鏡, 材料加工機など
振動騒音計測装置	多チャンネル振動騒音計測装置及び解析ソフト

・主な事業

- 研究開発支援事業（企業の新技術・新商品等の開発に必要な研究室，設備，機器の賃貸）
- 人材育成事業（施設内の各種機器を活用した実践的な研修事業の実施）
- 産学官交流促進事業（技術相談の実施，企業と大学，研究機関等との共同研究コーディネート）

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度
売上高 A	251,905
売上原価 B	168,288
販売費及び一般管理費 C	64,874
営業利益 D (A - B - C)	18,743
営業外収益 E	7,051
営業外費用 F	0
経常損益 G (D + E - F)	25,794
特別利益 H	18,175
特別損失 I	21,445
税引前当期純利益 J (G + H - I)	22,524
当期純損益 K	12,270
資産合計 L (M + N)	1,958,775
負債合計 M	29,463
純資産合計 N	1,929,311
(資本金)	100,000
(資本剰余金)	1,788,103
(利益剰余金)	41,207

注 千円未満を切り捨て。端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

出資金 800,000,000 円(資本金無償減資前 2,685,000,000 円 平成 17 年 7 月 29 日変更登記)

発行済株数 53,700 株のうち 16,000 株 (29.8%) を保有 (平成 22 年 1 月 26 日現在)

(所管課 商工労働局産業振興部産業技術課)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未収 (過年度分) について

次の収入において、長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)

- ・ 研究開発支援事業貸研究室利用料 1 件 45,519 円

10 学校法人尾道学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 高等学校, 中学校の運営
- ・ 所在地 尾道市向島町 5548 番 10
- ・ 代表者 理事長 加藤 晴彦
- ・ 設立 昭和 32 年 1 月 8 日
- ・ 学校の状況 (平成 21 年 5 月 1 日現在)

区 分	生徒数等	教員数	職員数
尾道高等学校	791 人	71 人	8 人
尾道中学校	61 人	18 人	1 人
合 計	852 人	89 人	9 人

注 教員数, 職員数は, 非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 20 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金）、授業料減免事業支援特別経費補助金を交付

- ・所管課 環境県民局総務管理部学事課

（ア）経常費補助金

- ・補助額 358,911,000 円（総事業費 676,437,078 円，補助対象経費 658,802,111 円）
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校，中学校の運営に要する人件費等の経費

（イ）授業料等軽減補助金

- ・補助額 33,577,400 円（総事業費 33,577,400 円，補助対象経費 33,577,400 円）
- ・交付の目的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

（ウ）授業料減免事業支援特別経費補助金

- ・補助金 511,200 円（総事業費 511,200 円，補助対象経費 511,200 円）
- ・交付の目的 私立小学校，中学校の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った中学校の授業料等の軽減額

（2）監査の結果

【指摘事項】

広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について

平成 20 年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告書において、次の補助対象外経費とされている経費を補助対象経費として計上していた。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。

- ・学生寮の管理のための宿日直に係る経費
- ・学生寮の火災保険に係る経費
- ・業者が実施する模試や検定の監督に係る経費（業者からの手数料収入により賄われた経費）

11 福山商工会議所

（1）監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 商工業の発展に寄与するため意見公表し，国等に具申又は建議すること，商工業に関して相談に応じ，指導を行うこと，公の施設の指定管理者など
- ・所在地 福山市西町二丁目 10 番 1 号
- ・代表者 会頭 林 克士
- ・設立 昭和 4 年 8 月 30 日
- ・会員の状況 （平成 21 年 10 月 31 日現在）

個人	法人	団体	合計
865	3,793	29	4,687

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立ふくやま産業交流館
- ・指定期間 平成 17 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため、設定していない。
- ・指定期間に係る県への納付金
平成 17 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日 15,000,000 円
平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 42,000,000 円
- ・所管課 商工労働局産業振興部産業技術課
- ・利用状況 展示会等の利用者数 319,226 人（平成 20 年度）

(イ) 補助金

合計 補助額 114,011,800 円，総事業費 145,799,346 円，補助対象経費 145,709,346 円

a 平成 20 年度小規模事業経営支援事業費補助金

（所管課 商工労働局産業振興部経営支援課）

- ・補助額 107,744,800 円（総事業費 136,238,475 円，補助対象経費 136,238,475 円）
- ・交付の目的 小規模事業者に対する経営改善普及事業などを促進し，地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与する。
- ・補助対象経費 経営改善普及事業等を実施するための職員の設置等に要する経費

b 平成 20 年度地域中小企業支援センター事業費補助金

（所管課 商工労働局産業振興部新産業課）

- ・補助額 6,267,000 円（総事業費 9,560,871 円，補助対象経費 9,470,871 円）
- ・交付の目的 中小企業者等の創意ある向上発展を促進し，地域の振興と活性化に寄与する。
- ・補助対象経費 地域中小企業支援センターが行う，創業予定者や中小企業者等の経営上の様々な課題を解決するための事業に要する経費の一部

(2) 監査の結果

【指摘事項】

小規模事業経営支援事業費補助金に係る事務処理について

平成 20 年度小規模事業経営支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の実績報告書において，補助金の補助対象外経費とされているものを，補助対象経費として計上していた。補助金の確定額に影響はなかったが，適正な事務処理に努められたい。

- ・小規模事業者の団体が実施した研修旅行に係る随行旅費
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う研修課程における受講者交流会会費

12 ビルックス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 総合建物管理事業、警備保安事業、マンション管理事業、建築営繕工事事業、宅地建物取引事業、指定管理者管理事業など
- ・所在地 呉市阿賀南一丁目8番49号
- ・代表者 藤井 清実
- ・設立 昭和44年7月16日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県営住宅 呉地区
- ・管理対象地域 呉市
- ・指定期間 平成19年4月1日～平成22年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 219,000,000円（うち緊急修繕費30,000,000円）
〔うち平成20年度管理費用73,000,000円（緊急修繕費10,000,000円を含む。）〕
- ・所管課 都市局住宅課
- ・利用状況（県営住宅の入居状況）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/(A-C)×100
平成20年度末	1,077戸	936戸	74戸	93.3%
平成21年9月末日現在	1,077戸	951戸	76戸	95.0%

(2) 監査の結果

【意見】

ア 現金出納事務の取扱いについて

住宅使用料等の現金徴収に当たり、収納員と収納監督者が同一人物となるケースが見受けられた。内部統制を確保するため、収納員と収納監督者は別人となるよう改善を図る必要がある。

（参考）収 納 員…県営住宅使用料等に係る現金領収業務を担当する者
収納監督者…収納員を監督する者

イ 収納員現金収納簿兼領収原符受払簿の取扱いについて

収納員現金収納簿兼領収原符受払簿について、押印漏れ、押印誤り、日付の記入漏れ、収納員以外の者が記入している事例などが見受けられた。収納員現金収納簿兼領収原符受払簿は、日々の現金の受払状況を明らかにして、住宅使用料等の収入状況を管理するものであることから、適正な取扱いに努める必要がある。

13 堀田・誠和共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県が募集する広島県県営住宅指定管理者の業務
- ・所在地 尾道市新浜一丁目9番22号
- ・代表者 株式会社堀田組 代表取締役 河本 政士

- ・ 成立日 平成 18 年 4 月 21 日
- ・ 構成員 株式会社堀田組, 株式会社誠和

イ 公の施設の管理状況

(ア) 三原地区

- ・ 公の施設名 県営住宅 三原地区
- ・ 管理対象地域 三原市
- ・ 指定期間 平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 207,000,000 円 (うち緊急修繕費 30,000,000 円)
〔うち平成 20 年度管理費用 69,000,000 円 (緊急修繕費 10,000,000 円を含む。)]
- ・ 所管課 都市局住宅課
- ・ 利用状況 (県営住宅の入居状況)

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B / (A - C) × 100
平成 20 年度末	786 戸	747 戸	0 戸	95.0%
平成 21 年 9 月末日現在	786 戸	740 戸	0 戸	94.1%

(イ) 尾道地区

- ・ 公の施設名 県営住宅 尾道地区
- ・ 管理対象地域 尾道市
- ・ 指定期間 平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 191,100,000 円 (うち緊急修繕費 30,000,000 円)
〔うち平成 20 年度管理費用 63,700,000 円 (緊急修繕費 10,000,000 円を含む。)]
- ・ 所管課 都市局住宅課
- ・ 利用状況 (県営住宅の入居状況)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B / (A - C) × 100
平成 20 年度末	719 戸	695 戸	2 戸	96.9%
平成 21 年 9 月末日現在	719 戸	680 戸	3 戸	95.0%

(2) 監査の結果

【指摘事項】

領収原符受払簿兼使用簿の記帳について

領収原符受払簿兼使用簿は、収納員ごとに作成して記帳することとなっているが、他者の使用簿を利用しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(尾道地区 2 件)

14 広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 組合員の行うビルメンテナンス業務及び指定管理者制度に係る共同受注
- ・ 所在地 広島市中区千田町三丁目 6 番 8 号
- ・ 代表者 理事長 並川 壽男
- ・ 設立 昭和 62 年 11 月 2 日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

（ア）廿日市・大竹地区

- ・公の施設名 県営住宅 廿日市・大竹地区
- ・管理対象地域 大竹市，廿日市市
- ・指定期間 平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 300,935,882 円（うち緊急修繕費 30,000,000 円）
〔うち平成 20 年度管理費用 100,400,837 円（緊急修繕費 1,585,395 円を含む。）〕
- ・所管課 都市局住宅課
- ・利用状況（県営住宅の入居状況）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/ (A-C) ×100
平成 20 年度末	1,426 戸	1,384 戸	0 戸	97.1%
平成 21 年 10 月末日現在	1,426 戸	1,380 戸	0 戸	96.8%

（イ）三次・庄原地区

- ・公の施設名 県営住宅 三次・庄原地区
- ・管理対象地域 三次市，庄原市
- ・指定期間 平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 119,151,696 円（うち緊急修繕費 30,000,000 円）
〔うち平成 20 年度管理費用 39,634,982 円（緊急修繕費 85,995 円を含む。）〕
- ・所管課 都市局住宅課
- ・利用状況（県営住宅の入居状況）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/ (A-C) ×100
平成 20 年度末	371 戸	355 戸	0 戸	95.7%
平成 21 年 10 月末日現在	371 戸	357 戸	0 戸	96.2%

（2）監査の結果

【指摘事項】

ア 実績報告に係る事務処理について

（ア）平成 20 年度の指定管理業務の実績報告において，三次・庄原地区分の「会場使用料」勘定に計上すべき経費について，誤って廿日市・大竹地区分の「会場使用料」勘定に計上しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

（廿日市・大竹地区，三次・庄原地区）

（イ）平成 20 年度の指定管理業務の実績報告において，「切手費用」勘定の計上額に誤りがあつた。適正な事務処理に努められたい。（廿日市・大竹地区）

イ 管理費用の概算払精算に係る事務処理について

管理費用について，概算払を受けた場合は，事業年度終了後に管理費用概算払精算書を県に提出し，精算することとなっているが，その事務処理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（廿日市・大竹地区）

ウ 領収原符の廃棄処理について

書き損じなどにより廃棄となった領収原符については、複写を含む4枚全部に「廃棄」と朱印する必要があるが、二重線で消されただけの処理になっていた。適正な事務処理に努められたい。(廿日市・大竹地区)

15 ポラーノグループびんご

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 広島県立びんご運動公園指定管理者業務
- ・ 所在地 広島市中区鶴見町 12 番 13 号
- ・ 代表者 特定非営利活動法人ポラーノ理事長 松村 公市
- ・ 設立 平成 19 年 9 月 1 日
- ・ 構成員 特定非営利活動法人ポラーノ, 三栄産業株式会社, 株式会社地域パートナーズ広島

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県立びんご運動公園
- ・ 所在地 尾道市栗原町 997 番地
- ・ 指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 445,500 千円
(うち平成 20 年度管理費用 152,000,000 円)
- ・ 所管課 都市局都市事業管理課
- ・ 利用状況

	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数	640,311 人	642,645 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 実績報告に係る事務処理について

平成 20 年度の指定管理業務の実績報告において、実績額の計上に誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

イ 委託契約における支出について

委託契約において、契約額と支出額が異なるものがあった。適切な事務処理に努められたい。

- ・ 自動ドア保守点検業務委託契約 (平成 20 年度)
- ・ 電話・弱電設備業務委託契約 (平成 20 年度)
- ・ 芝生維持管理業務委託契約 (平成 20 年度)
- ・ 植栽管理業務委託契約 (平成 20 年度)

16 ミズノグループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 広島県立みよし公園指定管理者業務
- ・ 所在地 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 12 番 35 号
- ・ 代表者 水野 明人
- ・ 設立 平成 18 年 4 月 1 日
- ・ グループ構成会社 美津濃株式会社及び星光ビル管理株式会社

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県立みよし公園
- ・ 所在地 三次市四拾貫町神田谷
- ・ 指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 306,000,000 円
(うち平成 20 年度管理費用 103,000,000 円)
- ・ 所管課 都市局都市事業管理課

ウ 利用状況 (平成 20 年度)

利用人数	644,843 人
有料施設の利用人数	181,771 人
無料施設の利用人数	463,072 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 施設管理に係る収支について

平成 20 年度の収支報告において、都市公園使用料に係る経費が正確に計上されていない
かった。適正な会計処理に努められたい。

イ 人件費の支出について

平成 20 年度の支出において、支出根拠が明確になっていない人件費を支出していたも
のがあった。適正な事務処理に努められたい。